

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月31日
【会社名】	株式会社 新潟放送
【英訳名】	BROADCASTING SYSTEM OF NIIGATA INC. (BSN)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 隆夫
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
【電話番号】	025 (267) 4111
【事務連絡者氏名】	役員待遇経営管理局担当局長 山坂 誠
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
【電話番号】	025 (267) 4111
【事務連絡者氏名】	役員待遇経営管理局担当局長 山坂 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社新潟放送東京支社 (東京都港区赤坂 2 丁目 5 番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年7月29日開催の取締役会において、2022年11月下旬に開催予定の臨時株主総会決議による承認及び必要となる所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2023年4月1日（予定）を効力発生日とする会社分割の方式により認定放送持株会社体制へ移行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

その後、当社は2022年10月7日開催の取締役会において、2022年11月28日開催予定の臨時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2023年4月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、当社は2022年10月28日開催の取締役会において、契約内容の変更を目的として、吸収分割契約書に係る覚書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を再提出するものがあります。

2【訂正事項】

2【報告内容】について、以下のとおり訂正いたします。

3【訂正内容】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

（省略）

その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が2022年10月7日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

（省略）

（訂正後）

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

（省略）

その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が2022年10月7日に締結しました吸収分割契約の内容及び2022年10月28日に締結しました吸収分割契約書に係る覚書の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

（省略）

吸収分割契約書に係る覚書

株式会社新潟放送（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送分割準備会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した2022年10月7日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条（本吸収分割により増加する乙の資本金の変更）

甲及び乙は、原契約第5条に規定する、本吸収分割により増加する乙の資本金を、次のとおり変更する（下線は変更箇所）。

変更前 （1） 資本金の額 金 100,000,000円

変更後 （1） 資本金の額 金 90,000,000円

第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

第4条（効力発生日）

本覚書は、2022年10月28日より効力が発生するものとする。

（以下余白）

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年10月28日

甲：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印

乙：新潟県新潟市中央区川岸町三丁目18番地
株式会社新潟放送分割準備会社
代表取締役社長 佐藤 隆夫 印